

# 取引条件説明書面の交付方法について

(多摩をめぐる「1テーマの旅」を利用してお申し込みのお客様へ)

多摩をめぐる「1テーマの旅」では、旅行業法第十二条の四、三項により、旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容、旅行業が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面については、電磁的方法を利用する方法により交付するものとします。